

平成21・06・16中第1号
平成21年6月16日

政令指定都市の長 殿

経済産業大臣

「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施に
ついて

現下の厳しい経済情勢の中で経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であり、内需が減少するなか、中小企業者の官公需に対する期待は急激に高まっています。こうした状況の下、平成21年4月10日に決定された「経済危機対策」に「官公需対策」が盛り込まれました。その後「経済危機対策」を実施するための平成21年度補正予算が成立したことを受け、政府は、本対策の迅速、着実な実行のための対応を進めております。特に、地域の雇用確保や地域経済の発展のためには、地元企業や中小企業の受注機会の確保の視点が重要であり、地域の中小企業の活用について、しっかりとした取組を行うこととしております。

こうした動きを踏まえ、平成21年6月12日、「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定されましたので、通知します。この中で、本年度の官公需における中小企業者向けの契約目標額について、前年度契約実績額よりも1兆円以上増加した5兆1,993億円にするとともに、官公需総額に占める中小企業者向けの契約目標比率を過去最高の52.4%といたしました。また、この目標達成に向けて、地域の中小企業者の適切な評価や「官公需情報ポータルサイト」の構築などの新たな措置を盛り込んだところであります。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第7条においては、地方公共団体においても国の施策に準じて努力すべき旨定められており、かねてから格別の御配慮を頂いているところでありますが、貴市におかれましては、厳しい経済情勢を踏まえ、上記の方針に準じて、

地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大に努めていただくよう要請します。

また、上記の方針では、国等が官公需に係る中小企業者の受注機会の増大のために推進する措置の一つとして「官公需適格組合等の活用」を規定しており、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するとともに、発注機関に対し当該制度の一層の周知に努めることとしております。

貴市におかれましても、官公需適格組合の活用を含め、中小企業者の受注機会の増大のための措置に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、貴市各部局の契約御担当者に対し、上記の趣旨を周知徹底されますよう特段の御配慮をお願いいたします。

また、当省におきましては、地方経済産業局の主催で、国等の地方支分部局及び地方公共団体の契約担当者等を対象として、本方針の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を全都道府県で開催する予定としておりますので、本協議会への貴市の契約御担当者の出席を推奨いただきますよう、併せてお願い申し上げます。